

武力紛争時における民間サービスの軍事利用について

真部 朗

はじめに

武力紛争時における民間サービスの軍事利用は、特に目新しいものではない。武力紛争中に破損した兵器の修理や製造・補充は、国営工場がない場合には、民間企業の役割である。また、戦闘で負傷した兵士の治療が民間の医療機関で行われることも一般的である。さらに、軍隊に随伴して各種の後方支援活動を行う民間人・企業の存在も古くから知られている。こうした従来の利用形態に対し、ロシア・ウクライナ紛争においては、IT や宇宙空間を利用した新たな形態の民間サービスの軍事利用が見られる。本稿は、そのような利用に伴う諸問題について考察を試みるものである。なお、ロシア・ウクライナ間の武力紛争は、軍事的、一般的には「戦争」だが、国際法上は「戦争」が禁止されていることから、国際法上の問題も取り扱う本稿においては、「ロシア・ウクライナ紛争」と呼称する。

ロシア・ウクライナ紛争における新たな民間サービスの軍事利用

ロシア・ウクライナ紛争では、軍隊等による様々な民間サービスの利用が見られるが、そのうち新たな形態の代表的なものを挙げれば、次のとおりである。

(1) スターリンク

スターリンクは、米国のスペース X 社が全世界的に展開するインターネット衛星通信網・サービスであり、ロシア・ウクライナ紛争では、開戦当初からロシアによって機能停止させられたウクライナの地上の通信インフラを代替したとされる。実態は必ずしも明らかではないが、代替した通信には軍用通信も含まれているとみられ、防衛研究所の福島主任研究官によれば、「ウクライナ軍の指揮・統制に欠かすことのできない存在になっている」（福島康仁「商業宇宙サービスの軍事利用—ロシア・ウクライナ戦争からの示唆—」）。この指揮・統制には、部隊間の通信のみならず、2023年3月にタイムズ紙が報じたように、ロシア軍を攻撃するドローンとの接続のような戦闘行為への直接的な使用が含まれているとみられる。

(2) IT 軍

IT 軍は、ウクライナが2022年2月26日にSNS上に創設したロシアに対するサイバー攻撃組織である。全世界的から参加者を募り、ロシアの政府機関や企業等のウェブサイト等をターゲットとして指定するとともに、攻撃方法を紹介し、攻撃結果を開示している（柏村 拓「ウクライナ IT 軍『サイバー攻撃』の衝撃」）。ウクライナのフェドロフ副首相によれば、参加者は30万人（2022年3月時点）に上るとされる。なお、サイバー攻撃に関しては、IT 軍以外にも、ウクライナ、ロシア各々の側に立って自主的に活動する多数のハッカーの存在が伝えられている。

(3) 一般市民による情報提供

ロシア・ウクライナ紛争では、スマートフォンのアプリを使ってロシア軍の巡航ミサイルやドローンの位置等をウクライナ軍当局に通報するウクライナの一般市民の活動が伝えられている。当該活動の実態や効果は必ずしも明らかではないが、スマートフォンのアプリを使ってロシア軍のミサイルの位置情報をウクライナ軍当局に通報し、ミサイルの撃墜に繋がったという証言が報じられている（鈴木一生、宮川裕章「スマホが変えた戦争 市民から 4000 件の情報提供も ウクライナの戦略」）。

これら以外にも、SNS を利用して戦闘に関する真偽不明の情報を拡散させて戦況に影響を及ぼす試み等が、国籍を問わず、多数の民間人によって行われている模様である。これらすべてが紛争当事国によって利用されているわけではないが、少なくとも(1)～(3)は、宇宙への民間企業の進出やサイバー空間利用の一般化を背景とした新しい形態の民間サービスの軍事利用と言えよう。

民間サービスの軍事利用に伴う諸問題

これらの民間サービスの軍事利用は、いずれも侵略を受けたウクライナを支援するものであり、ウクライナはもとより、欧米諸国においても称賛されている。しかしながら、これらは、他方で少なからぬ問題を伴っており、無条件で肯定することには疑問がある。

第一は、法的な問題である。戦時国際法や国際人道法は、基本的に戦闘員と文民を区別し、前者に対してのみ敵対行為に直接参加する権利及び交戦団体の権力下に入った場合の捕虜としての地位を認めている。これに対して、後者は、敵対行為に直接参加すればその態様に応じて適用される国内法によって犯罪行為として処罰され得ることとなる一方、それに参加しない限り軍事目標主義を始めとする国際法の規定による保護を受ける（陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第 25 条、空戦規則案第 24 条第 1 項、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書第 51 条第 3 項等）。軍隊の構成員たる戦闘員に適用される戦争の法規及び権利義務は、公然と武器を携行する等一定の要件を満たす民兵、義勇兵にも適用され（陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第 1 条）、また、同様の要件を満たす群民兵にも交戦者資格が与えられる（陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第 2 条）。また、捕虜資格については、例外的に、軍隊の構成員であるが戦闘員ではない衛生、宗教要員等の軍隊非戦闘員（陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第 3 条）及び軍隊に随伴して軍隊に供する活動を行う文民（「新聞の通信員」、「文民たる軍用航空機の乗組員」等）にも認められる（陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第 13 条、捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約第 4 条 A(4)）。しかしながら、後者以外の文民、すなわち上述(1)～(3)のような軍隊に随伴しない民間人については、国際法には同様の特別な取り扱い規定は存在しない。

このような現行の国際法の枠組みに照らせば、まず、上述の(1)～(3)のいずれの場合においても行為者が文民であることには疑問の余地はない。そして、スターリンクの場合は少なくともミサイル攻撃等のターゲット情報を伝達する行為が、また、IT 軍の場合は参加者が

行うサイバー攻撃が、各々敵対行為への直接参加と評価され得ると考えられる。同様に、一般市民がスマホのアプリでウクライナ軍にターゲット情報を提供する行為もまた、敵対行為への直接参加と解される可能性がある。

したがって、仮に、これらの行為が敵対行為への直接参加と解されるのであれば、行為者は適法に軍事目標として攻撃され得る一方、捕虜資格は認められず、犯罪者として処罰される可能性があることになる。そのような危険を民間人に冒させてまで勝利のために民間サービスを利用すべきか否かは、国家によって判断が分かれる問題かもしれないが、少なくとも法治国家たる民主主義国家では否定するのが自然であろう。

なお、ロシア・ウクライナ紛争においては、軍事目標主義に反する極めて多くの事例が報告されており、正面後方の区分が技術的に困難な現代戦においては従来の軍民の峻別は現実に合わなくなっているという見解があり得るかもしれないが、ICC（国際刑事裁判所）で違反事例の訴追に向けた動きが見られる等、伝統的な軍事目標主義に関する国際社会の規範認識に変化はないと見るべきであろう。

第二は、サービス提供の不安定性である。民間サービスは、通常、契約により軍事利用に供されるが、そこには軍事利用か否かに拘わらず、固有の不安定性がある。すなわち、言うまでもないが、民間企業には倒産や債務不履行のリスクがあるということである。その場合には、少なくとも代替手段が得られるまでの期間、当該企業が提供していた役務は中断することになる。加えて、ワンマン企業からサービスを受ける場合のリスクもあり得る。ロシア・ウクライナ紛争においては、スターリンクに係るウクライナとスペースX間の契約内容は明らかでなく、債務不履行に当たるのかもしれないが、スペースXの創設者であるイーロン・マスク氏は、クリミア半島でスターリンクを使用したいとするウクライナ側の要請を拒否したことを明らかにしている（Dearbail Jordan “Elon Musk says he withheld Starlink over Crimea to avoid escalation”）。また、IT軍の参加者や一般市民によるサービスについては、少なくともこれまでのところ契約関係があるとの情報はなく、いつでも提供中止があり得ることになり、スターリンク以上に不安定と言える。

第三に、民間サービスに相当する軍事能力の喪失のリスクである。スターリンクの例で言えば、このサービスへの依存を続けていると、ウクライナ軍は、独自の通信網を整備・運用する能力を失うかもしれない。一端失われてしまえば、かかる能力の再構築には相当の時間と費用を要するであろう。

第四は、民間サービスの体系的な利用の困難性である。IT軍の場合、攻撃対象や攻撃方法を参加者に指示することはできても、その指示が守られる保証はない。ましてや、一般市民からの情報提供については、体系的な軍事利用は不可能であろう。体系化しようとするれば、ウクライナ政府が参加者や提供者と契約することが必要だが、無数とも言えるこれらの自主的な協力者と個別に契約を結ぶのは事実上不可能であろう。

注：「敵対行為への直接参加」概念の詳細については、長嶺義宣「文民の『敵対行為への

直接参加』概念について—ICRC の解釈ガイドライン—」を参照

宇宙空間を利用する民間サービスの軍事利用の拡大

これまでロシア・ウクライナ紛争において現に行われている新たな形態の民間サービスの軍事利用について述べてきたが、近い将来の武力紛争において予想される民間サービスの軍事利用はこれらに止まらない。特に、米国防省が商業的な宇宙能力の活用に向けた戦略を策定中である等、宇宙空間を利用した民間サービスの軍事利用が今後急速に拡大する可能性がある。

具体的には、まず、情報収集分野における利用である。各国の軍事情報機関による民間衛星の画像データの利用は、すでに一般化している。我が国でも、防衛省・自衛隊が、民間の光学衛星及び SAR 衛星の画像を購入・利用している。しかしながら、これまでのところ、衛星が地球上の目標をリアルタイムで追うことができないことから、その利用は、他の情報ソースと照らし合わせて利用する場合を除き、戦略的な目的に限られている。しかしながら、現在、各国で、中低軌道における小型衛星のコンステレーションにより（ニア）リアルタイムの目標追尾を可能とする態勢構築が追求されており、その中で民間の関与も検討されている。我が国においても、令和 5 年 6 月 13 日に宇宙開発戦略本部決定された「宇宙安全保障構想」において、「情報収集コンステレーション、政府による民間サービスの調達拡大及び静止光学衛星の活用により」、「スタンド・オフ防衛能力の実効性の確保や海洋状況把握などに必要な目標の探知・追尾能力を獲得する」とされている。

また、情報通信分野における利用も考えられる。ウクライナによるスターリンクの利用は先駆的な例であるが、この分野における民間サービスの利用が今後ますます進展することが予想される。我が国においても、「宇宙安全保障構想」は、「静止軌道の衛星（防衛通信衛星、民間通信衛星、米国が主導する軍事通信衛星の帯域共有の枠組み（PATS: Protected Anti-Jam Tactical SATCOM）、低軌道の衛星（民間通信衛星コンステレーション、光通信衛星コンステレーション）等を活用した重層的で冗長性のある衛星通信網により、衛星と地上局、衛星間および地上局間をつなぎ、防衛省・自衛隊の任務拡大に伴う需要増や周辺国による妨害能力の向上に対応する」としている。

さらに、宇宙輸送・補給も有力である。「宇宙安全保障構想」では、「国内で開発が進む民間ロケットについては、その事業化と打ち上げ能力の強化を支援し、必要に応じて政府が即時に小型衛星を打ち上げる手段として活用できるようにする」とされている。米国においては、宇宙政策担当の Plumb 国防次官補が、国防総省が特に関心のある分野として宇宙モビリティとロジスティクスを挙げ、特に軌道上の衛星への燃料補給を有望と見ている（Sandora Erwin “DoD developing strategy to tap commercial space market”）。

武力紛争時における新たな民間サービスの軍事利用の在り方

民間サービスの軍事利用の拡大は、一国の防衛能力の増進につながるとともに、産業振興

に資する政策であり、その方向性は基本的に支持できる。先進的な民生技術のみならず、伝統的な利用形態である装備品の整備・補給についても、その利用範囲を拡大することは積極的な検討に値しよう。

しかしながら、ロシア・ウクライナ紛争で現に利用され、また、近い将来の武力紛争において利用される可能性のある新しい形態の民間サービスについては、ロシア・ウクライナ紛争について指摘した問題等を踏まえ、その利用に一定の条件が課されるべきである。

具体的には、第一に、民間人が敵対行為に直接参加する形態の民間サービスの利用は、すべからず回避すべきである。何よりも、民間人に対して国際法上の保護を失わせることを国家が容認することが戦時国際法や国際人道法の理念に反する行為だからである。回避されるべき具体的な利用形態としては、攻撃目標のターゲット情報を民間衛星から取得する場合や目標に対する攻撃命令が民間の通信衛星によって行われる場合等である。

もっとも、こうした法的な問題を別にしても、ターゲット情報の収集や戦術的な軍用通信システムは、高度な秘匿性や対妨害性が要求されることから、元来軍隊自身が保有・運用すべき機能であると言うべきであろう。自衛隊は、最近、民間の通信衛星の借り上げから PFI を活用した通信衛星の保有に切り替えたが、この意味では適切な措置と言えよう。

これに対して、民間の情報収集手段による一般的、戦略的な情報提供やターゲット情報のダブルチェック、主要部隊間の基幹通信サービスの提供等は、敵対行為への直接参加には当たらず、軍隊が自ら保有・運用すべき本来的能力であるか否かの問題を別にすれば、民間に委ねることも認められよう。

なお、サービスを提供する民間企業も、国家と立場は異なるものの、やはり従業員が国際法の保護から外れることを容認すべきではないであろう。したがって、自国の軍隊の情報収集・分析システムや情報通信システムの維持・管理に携わることは差し支えないとしても、武力紛争時にそれらのシステムの作戦運用に関与することは差し控えるべきであろう。

第二に、当然のことながら、民間サービスの利用は最低限契約によるべきであって、ボランティアに頼るべきではない。ボランティアが信頼できないとは必ずしも言えないが、武力紛争という非常事態において利用するからにはサービス提供の安定性を可能な限り高めておくべきである。我が国では政治的な困難を伴うかもしれないが、法令によって確保することができれば、より望ましいことは言うまでもない。ウクライナの場合は、国家の危急存亡の事態を前に、いわば泥縄式に IT 軍のようなボランティア組織を創設したものと考えられ、あくまで特殊な例外と見るべきであろう。

第三に、武力紛争時に民間サービスを利用する場合には、提供企業の倒産等により当該サービスが中断した場合の代替手段を用意しておくべきである。平和時であれば民間サービスに短期間の中断が生じても深刻な事態は避けられることが多いであろう。自衛隊について言えば、例えば、平時から民間委託している給養業務、施設管理業務等ならば、短期間部隊等において代替することも可能であろう。しかしながら、有事に利用する情報提供等の新たな形態の民間サービスについては、そのような中断が回復するのを悠長に待つことは困

難であり、かつ、その高度な専門技術性故に部隊等が直ちに代替することも困難である。サービスを代替できる他の民間事業者を予め用意しておく等、即時に代替が可能な措置を予め講じておくべきであろう。

第四に、平時における民間サービスの利用を武力紛争時にも継続する場合には、軍事目標主義を踏まえ、当該サービスに従事する民間人を軍事目標から離隔する措置を講じるべきである。例えば、装備品の整備・補給サービスは、軍事施設でなく民間施設で行われることを徹底すべきであろう。

おわりに

民間サービスの軍事利用は、今後ますます進展するであろう。特に、サイバー、AI、宇宙等民間技術が急速かつ高度に発達している分野では、これらを効果的に利用できるか否かが将来の軍事的な優劣を決定することになると考えられる。しかしながら、武力紛争時には、平時と異なり、一定の歯止めが必要なことを忘れてはならない。民間サービスの軍事利用を積極的に拡大しようとしている当局者には、この点に十分に留意することが望まれる。